



とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111

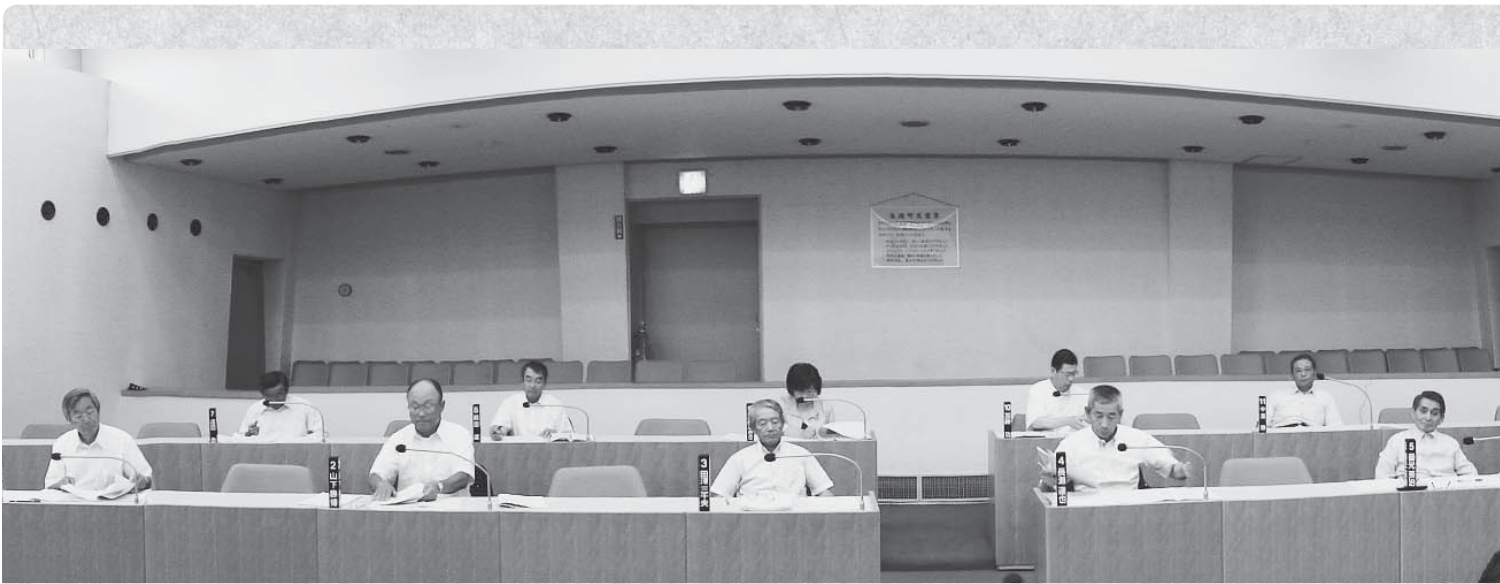
第2回定例会開催



少年ふるさと教室（7月20日）

今号の目次

町政を問う（一般質問）	P 2
議案の審議	P 7
第3回臨時会	P11
第4回臨時会	P13
第5回臨時会	P14
議会のうごき	P15
委員会活動	P16
議案審議の結果	P16
議案の採決結果	P18



平成25年 第2回定例会

平成25年第2回定例町議会は、6月25日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、条例の一部改正6件、補正予算4件などを審議しました。

なお、今号では第3回臨時会（4月18日開催）、第4回臨時会（5月2日開催）、第5回臨時会（5月28日開催）についてもお知らせします。

〔議案審議結果は17ページをご覧ください〕

A & Q

●
ここが聞きたい

町政を問う

第2回定例会において、田澤、善光、澤田、加藤の4議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

問 特定健康診査の受診率向上策は

答 対象者の意向調査と周知を徹底



田澤 議員

問 特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によって2008年4月より40歳から74歳の保険加入者を対象に全国で導入されました。

この健診は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することが目的とされており。

生活習慣の改善により、若い時からの糖尿病等の予防対策を進め、糖尿病等を発症しない境界域の段階で留めることができれば通院患者を減らすことができ、さらに、

重症化や合併症の発生を抑え入院患者も減らすことができます。

その結果、町民が生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の抑制が可能となります。

適切に実施することによって医療費の負担を減らし、皆保険制度の維持を可能とするためにも町民の理解と実践が必要であり、被保険者が最も大きな恩恵を受けることも周知させるべきであります。

政府が目指す受診率の目標は、2012年で65%となっておりですが、道内は半数にも満たない23%であり、当麻町は2011年で28・7%であります。

まだまだ健診の必要性が十分に理解されていないのではないか、住民意識の向上や行政の周知が不足しているのではないかと思いますが、今後の医療費抑制のために

特 定 検 診

も、受診率向上対策の取り組みをどのように進めていくのか伺います。



菊川 町 長

答

特定健康診査は、平成18年に改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年4月から、国民健康保険をはじめ各医療保険の被保険者に実施が義務付けられました。

ご指摘のとおり、国では、市町村国保の受診率の目標について、スタートから1期5年の平成24年度で65%と定めておりますが、23年度の速報値では、全国が32・7%、全道が23・5%、本町は28・7%にとどまっております。

受診率向上の取り組みとしては、これまで、広報紙などによるPRのほか、自己負担額の引き下げ、受診可能な健診機関の拡大などを行ってまいりましたが、残念ながら大きな成果は得られ

れておりません。

このことから、本年度は、受診勧奨対象者の抽出、個別受診勧奨のための意向調査、意向調査からの分析、受診勧奨リストの作成、その他電話等による受診勧奨などを民間専門業者に委託するなど保健師と連携して推進することで受診率の向上を図るべく、今定例会で国民健康保険特別会計事業勘定の補正予算に費用を計上させていただきます。

本年度は特定健康診査等実施計画2期5年のスタートの年でもありますので、国保担当、保健衛生担当、その他関係部署が協力しながら、受診率の向上、健康の保持増進に努めてまいりたいと考えております。



！ 特定健康診査とは…

糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。

問 地域防災力の向上を

答 地域住民の協力体制の確立



議員 善 光 議 員

問 二つの大震災を経験した今、防災の考え方にも変化が出てきています。

今までの行政依存の防災では、その初動対応や救援対応においては一定の限界があり、問題点もあつたと指摘されております。

今後は官民連携による地域ぐるみの自主防災・地域防災体制への取り組みを進めるといふ考え方で

す。 阪神・淡路大震災でも、生き埋めになった8割近くの人が家族や近所の人々によって助け出されて

防 災 計 画

おり、地域の果たす役割がいかに重要であつたかが再認識されていきます。

また、東日本大震災でも地域での防災教育・防災訓練の重要性が報告されています。

今、当麻町で進めている防災計画の中で、地域の状況を一番理解している各町内会の役割と活動をどのように位置付けているのか伺います。

答 町 長

「防災計画の中で、各町内会の役割と活動をどのように位置付けているか」とのご質問でございますが、災害予防計画として、避難体制整備計画及び災害時要援護者対策計画の中で、地域住民、住民組織及び、自主防災組織の協力を得ながら、平常時より、情報

伝達体制の整備、高齢者・障がい者などの災害時要援護者に関する情報の把握・共有に努め、実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制整備に努めることを位置付けております。

近年発生した様々な災害により、防災に対する意識や対策が見直されていますが、東日本大震災での自然の猛威は、現在実施可能なハードによる防災対策では、被害を防ぎきれない場合もあることが、改めて明らかになりました。

災害発生時における対応で、行政の責任は重大ではありますが、行政で行える対応にも限界があり、住民、企業、ボランティアなどの地域の方々の協力が重要となります。

そのためにも、地域ごとに町内会や行政区を中心にした自主防災組織の設立及び育成が不可欠であり、住民が一致団結して、災害発生時において初動となる、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者などの災害時要援護者の避難の誘導など、防災活動が効果的に行われるよう、地域住民の協力体制の確立が必要であります。また、自主防災組織の普及には、

女性の参画に配慮するとともに、地域コミュニティの中で、互いに支え合う意識の醸成や地域のあり方を見直そうとする気運の高まりが大切であります。

日頃からご近所での助け合い、見守り、声かけなど身近なところから、コミュニティ活動への関心を高め、活動の活性化に取り組んで行くことで地域住民相互の連帯意識が向上し、自主防災組織の設立促進につながると考えております。

本町においては、大規模災害の少ない地域ではありますが、災害時には、地域で住民同士が助け合い、行政とも連携しながら、住民の協働による組織・団体が、自分たちの地域は自分達で守る精神のもとに住民一人ひとりが災害に対する認識や防災意識の高揚につながるよう、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

再 質 問

問 善光議員

地域によって想定される災害は異なってくると思えますので、地域ごとに町内会の役員や地域に

住んでいる専門性を持った人たちが、地域防災マップの作成や防災リーダーの育成体制を作りながら、学習や訓練など進める考えはないか伺います。

答

町長

防災計画の中に地域防災リーダーを明確に謳っておりますが、要援護者をいかに掌握し救援、救助できるかが大きな問題であり、ます。

名簿の作成と開示で、外部提供には個人情報という壁がありますが、名簿を提供できるように条例を定めた自治体もあり、それを参考にしながら当麻町も要援護者などのように災害時に支援・救助できるか、更に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

問

善光議員

地域コミュニティ活動、特に女性の参画とお答えになつていましたが、具体的にはどういうことなのでしょう。

答

町長

地域でのつながり、特に要援護者等々のつながりは、率直にいった男性よりも地域の女性の力をお借りした方が、きめ細やかな情報が伝わってくるものですから、

女性の力をお借りしたいということとです。

問

善光議員

地域が果たす役割は大変に大きいことですが、現在、当麻町にある37行政区のうち、10軒を切るような行政区もあり、いざ災害等が起こった時に同じ活動、自助・公助を求めても無理が出てくるような体制になっていますが、どうお考えでしょうか。

答

町長

災害対策上、行政組織の再編を図つていかなければならないと思っております。

いったん災害が起こった時には、地域防災リーダーと役場の担当者が携帯電話等で直接連絡を取り合つて対応できるシステムも作つていかなければと考えておりまして、いろいろなことを模索しながら万全を尽くしてまいりたいと思っております。



問

高齢者に配慮した

公衆トイレ改修を

答

手すりの設置と照明器具を改修

公衆トイレ



澤田議員

問

当麻町内には、屋外に設置されている公衆トイレが10箇所ほどあります。

設置場所によっては、使用頻度の高い時期や利用者層の違いがあるとは思いますが、市街中心部のトイレを利用する地域住民、特に高齢者の方から利用時に不便を感じており改善を求める声が上がっていますのでそのことについて伺います。

町内に10箇所あるトイレの内、オートオアシストイレと駅前公園の多目的トイレは洋式となっております。

りませんが、以外はほとんどが男子とも和式になっていきます。

これから新しくなるトイレは洋式が期待できますが、既存の場合は和式でも仕方がありません。

トイレ利用者からは「利用の際手すりが無く、非常に不便」との意見があります。

高齢者などが利用する際の事故では、しゃがむ、立ち上がるなど一連のトイレ動作の際にバランスを崩して起こるものが多いといわれております。

高齢者の方が安心して利用できるように、大至急、和式トイレ内には「手すり」を設置すべきだと思っております。

また、それに併せトイレ内照明の改修も必要であると考えます。現在、トイレには窓はありますが外から見えないように小さく、し

かも「スリガラス（通称）」になっています。

照明は夜間にしか点灯しないので、雨が降ったり曇りの日には日中でもトイレ内は薄暗い状態となり、利用者の中には電気のスイッチを探す人もいらつしやいます。

狭いトイレにおいて、足元が見えにくいことは大変危険なことであり、手すりと同様に改修が必要だと思います。

この際、照明器具を電気料が激減でき、しかも防災・防犯にも役立つ「人感センサー付きLED電球」にして、いつでもトイレ内が明るくできるようにと思いましたが、いかがでしょうか。

手すりの設置と照明機器の改修について、町長の見解をお伺いします。

答 町 長

公衆トイレの改善についてのご質問ですが、町内に設置している公衆トイレの数は、全体で13箇所ほどございます。

ご指摘のとおり、公衆トイレの中で多目的トイレは、その用途から洋式便器となっておりますが、それ以外のほとんどの便器は和式でありますので、利用者が安心し

て安全に利用できるよう、手すりの設置を行ってまいります。

また、照明につきましても、現在タイマー付きセンサーを用い自動的に点灯するようになっておりますが、ご質問のとおり曇りの日などはトイレ内が薄暗くなることもあります。

したがいまして、利用者の危険を取り除くことと併せて省エネルギー化を図るため、照明器具を人感センサー付きLED電球に交換すべく利用頻度の高い箇所から順次改修してまいります。



問

- ① 公共事業設計労務単価について
- ② 就学援助制度について

答

- ① 徹底されるよう指導
- ② 支給対象費目として就学援助

労働者・教育



加 藤 議 員

問

① 国は「公共事業設計労務単価」を改定、道内では主要12職種が平均16・3%大幅値上げを行いました。

労務単価の引き上げには社会保険加入の法定福利費が含まれており、建設作業員など今まで国保に加入していた労働者が、自己負担の少ない社会保険への加入を促進する意味もあります。

そして、現場の労働者の賃金に反映されるよう、入札業者、下請け業者に労働者への新単価の周知徹底と指導を行うべきと思います

答

町 長

① ご質問の1点目、公共事業設計労務単価についてですが、平成25年度公共工事設計労務単価につきましては、受注業者には十分周知されているものと考えておりますが、今後におきましても

② 現在の経済情勢に伴い、要保護・準要保護児童が年々増加しています。

それが同様、当麻町においても対象者の増加と援助費の増加が懸念されます。

そこで、本町の平成24年度の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数、また、就学援助の支給費目のうち、平成22年度から対象となったクラブ活動費・PTA会費・生徒会費について支給されているのか、教育長に伺います。

らに徹底されるよう指導を行ってまいります。



糠谷 教育長

答

② ご質問の2点目、就学援助制度についてでありませんが、要保護・準要保護の対象となつています児童生徒は、対象となる世帯が増加していることから児童生徒数も増加傾向となっております。

各年度の児童生徒の延べ人数では、平成23年度では65名でしたが、平成24年度には80名に増加し、平成25年5月末現在では74名となっております。

ご質問の平成24年度の要保護・準要保護の児童生徒数は、要保護の児童生徒数が12名、準要保護の児童生徒数は68名でございます。就学援助費の支給費目であり、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費につきましては、支給の対象費目といたしております。

再質問

問

加藤議員

準要保護の認定基準は、生活保護基準の1・2倍になっていますが、生活保護基準額が下がれば、1・4なり1・5に引き上げられることも検討しなければならぬと思います。

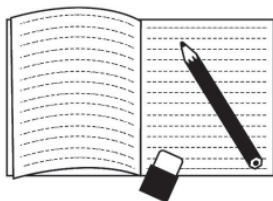
1・4以上を認定基準にしている市町村もありますが、この点についてどう考えているのか伺います。

答

教育長

準要保護につきましては、各自自治体において判断することになっております。

当町の子育て支援の観点からも、国から今後示される内容を見ながら検討してまいりたいと考えています。



条例

当麻町税条例の一部を改正する条例について

この条例は、地方税法の改正に伴い、住宅ローン控除の適用の延長と控除限度額の拡充、延滞金の特例措置の利率の引下げなど、所要の整備を行いました。

当麻町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について

当麻町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について

地方税法の改正に伴い、延滞金の割合や延滞金額の端数処理規定額を改めるなど、所要の整備を行いました。

当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、平成25年度町道民税に係る所得額、固定資産税額の確定により基礎課税額の税率等を

改正するものです。

税率は、被保険者の税負担を軽減するため運営基金を取り崩したうえで、必要な税額を確保できるよう算定しました。

質疑

問

山下議員

近隣町と比較して当麻町の税額が突出して高くなっています。説明をお願いします。

また、3,400万円の基金を取り崩し、国民健康保険税の減額に回すということですが、今後、保険税を減額する場合、一般会計からの繰入が必要になるとは思います。いかがですか。

答

健康福祉課長

今回の税率算定にあたり、所得割の基礎となる農業所得などの増加、国・道からの交付金の減少が税率上昇の主な原因となっております。

今回、最大限基金を繰り入れており、医療費が今年度予想以上に下がらない限り基金はなくなってしまう。

来年は税率をかなり上げるか、一般会計から繰り入れるかという

形になると思いますので、議会で審議させていただきたいと考えております。

問

加藤議員

平成23年度と平成24年度末の短期保険証の発行世帯数と被保険者数を教えてください。

また、6月7日に行われました国保運営協議会で、どういう意見が出されたのか伺います。

答

健康福祉課長

国保税の短期被保険者証については、支払い能力があるのに滞納がある方に6カ月有効の短期被保険者証を発行しています。23年度は30世帯78名、24年度は28世帯67名の方が対象になっており、2世帯ほど減っています。

国民健康保険運営協議会の審議内容については、6月7日に諮問し6月10日に答申をいただいております。

委員から、今回の税率の改正で、1世帯当たりの増加額がどのくらいになるのか、税額が増えたため滞納額がさらに増加するのではないかという意見がありました。

討論

当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

反対討論……加藤議員

反対討論を行います。

国保税が高くて払えない、やっとやりくりして何とか払っているなど、町民の声が多数あります。

平成24年度、国保税が払えなくて短期保険証6カ月を発行されている方が28世帯67名、それから、平成23年度は30世帯78名で、これまでこんなに多くの数字はでていなかったように思っております。

平成25年度の税額は、1世帯あたり約2割増しになるようですが、これではますます払えない人が増えることに懸念を抱きます。

本町の国保には41.8%の世帯、被保険者は33.5%の町民が加入しております。

基金も底をつきつつあります。

国保税の引き上げを緩和するためには、町の一般会計からの繰入（法定外）をやるべきです。

ちなみに道内の市町村でも法定外一般会計繰入を行っているところもあり、町民の負担軽減策はこの道しかないと思っております。

以上で反対討論を終わります。

賛成討論……田澤議員

私は、原案に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

医療費は、全国的な傾向として年間3%増加するといわれております。

医療費の増加傾向は、当町においても例外ではなく、その対応のため保険料の値上げは避けられない状況にあります。

毎年、保険税の抑制のため基金を取り崩しておりますが、今回は、現在ある基金をやむを得ず全額取り崩し、保険税の抑制に取り組んでおり、さらに低所得者に対して支払いやすいように軽減対策を取っており、評価できるものであります。

また、今回の保険税の算定についても、諮問機関であります国保運営協議会の答申を受け、民意に配慮した内容となっております。

増加する医療費に対応するためにはやむを得ないものとして、賛成意見といたします。



補正予算

平成25年度当麻町一般会計 補正予算(第3号)

現行の予算に5,709万2千円を追加し、予算の総額を55億2,244万8千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、民生費の保険医療費で、保険基盤安定繰入金保険税軽減分の増などにより増額。土木費で国への補助要望採択により、公営住宅ストック総合改善事業と公営住宅解体工事費用を増額しました。歳入では、国庫支出金、道支出金、町債等を増額補正しました。地方債では、庁舎非常用電源設備整備事業を追加し、1条道路改良舗装事業の起債を増額しました。

質 疑

問

長瀬議員

今、風疹が全国的に流行ってきており、妊婦の方が感染しますと胎児に障害がでる恐れがあるといわれております。

当麻での風疹の状況を伺います。

答

健康福祉課長

風疹の予防接種は、1歳児と小学校入学前1年間の幼児が無料の定期接種になっており、一般の方は自分で受けていただく形になっております。

今回、風疹が全国的に広まりを見せ、主に、首都圏、関西等で大人の風疹が流行っており、全国では1万人を超したということです。北海道の場合は6月16日現在で84人と特に多くはありません。

今回、大人の風疹が流行する兆しがありますので、18歳以上の町民で妊娠を希望される女性とその配偶者を対象に、町内の医療機関で予防接種をした場合は費用を全額助成するものです。

問

山下議員

灯油タンクの清掃点検委託は、概ね10年以上のもの130基を対象としています。その期間に満たない残りのタンクに不備が出た時どうされるのか。

また、清掃点検の委託業者はどのように選択されるのか伺います。

答

総務企画課長

残りのタンクは職員において点検を行い、その中で清掃が必要なものができたら随時実施します。

また、業者の選定につきまして入札を予定しております。

田澤議員

被災地支援事業で、人員と時期、事業内容を教えていただきたいと思っております。

答

総務企画課長

外で遊べない子どもたちの保養の受け入れで、8月18日から24日までの7日間、受入人数は5、6世帯で20人、宿泊場所はヘルシーシャトーを予定しています。

平成25年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

現行の予算に1,840万円を追加し、予算の総額を9億9,940万円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、保険給付費で高額な医療費の増により増額。諸支出金で、療養給付費負担金など前年度国庫負担金、補助金の精算による返還金として増額しました。

歳入では、国民健康保険税で、税率の確定による減額。道支出金で特別調整交付金の増などにより増額。繰入金の基金繰入金で保険税軽減分の増などにより増額補正

しました。

平成25年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定) 補正予算(第1号)

現行の予算に757万3千円を追加し、予算の総額を1億1,817万3千円としました。

◎補正の内容

歳出では、診察室及び処置室のエアコン修繕料、電子カルテ導入に係る費用、外科用高周波ラジオメス購入費用、鼻孔対応型胃カメラリース料を増額しました。

歳入では、一般会計繰入金を増額補正しました。

質 疑

問

山下議員

電子カルテについて説明願います。

答

診療所事務長

電子カルテは、パソコンに患者の名前と番号、今までの経過等を入れ、全てを把握できるようになり、カルテ等の取り間違えも防げます。

また、レントゲンやエコー等の写真も電子カルテ内に取り入れることができ、先生や患者にとつて大変有効なものと考えております。

問

山下議員

町立診療所の状況をお聞きしますと、通院患者数が伸びており、診療所長が外科の先生だということ、患者の評判も良いと伺っており、大変良い事と思えますが、この電子カルテが他の診療施設においても導入されているのか伺います。

答

診療所事務長

当麻町規模の診療所についても、各町村電子カルテを導入して行きたいというのですが、先生の判断で入れたくないという所については、導入しておりません。安友先生は、前勤務地で電子カルテを使用しており、導入を希望しております。日赤等の大きな病院と電子カルテのやりとりもできますので、非常に有効だと考えております。

平成25年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)

現行の予算に254万円を追加し、予算の総額を9億1,654万円としました。

◎補正の内容

歳出では、諸支出金で、前年度の介護給付費などの確定による国等の交付金精算に伴う返還金を増

額しました。

歳入では、平成24年度の決算により繰越金を増額補正しました。



報告

平成24年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書報告

平成24年度内で完了できなかった、建設機械整備事業、公営住宅等修繕事業など5事業の事業費1億1,089万4千円を平成25年度へ繰越すための計算書が、地方自治法施行令の規定により議会に報告されました。

平成24年度当麻町水道事業会計繰越計算書報告

平成24年度内で支払義務が生じなかった愛別ダム堰堤改修事業負担金の増額分、152万5千円を平成25年度へ繰越すための計算書が、地方公営企業法の規定により議会に報告されました。

当麻町土地開発公社の

経営状況報告

「当麻町土地開発公社」の経営状況を説明する資料(法人の事業計画及び決算に関する書類)が地方自治法の規定により議会に報告されました。

質疑

問

加藤議員

借入金の金融機関が当麻農協から北洋銀行当麻支店に変更になっており、利率も0・1%下がっていますが、変更になった理由をお聞きします。

答

総務企画課長

これについては、借り換えによるもので、これまで6年間の借入期間が終了したため、入札を行い北洋銀行に借り換えを行っております。

例月出納検査の結果

監査委員より平成25年6月に実施した検査結果が報告されました。

「全道町村議会議員研修会」が札幌で開催

・町議会独自研修は、ゆにガーデンを視察:

平成25年度の北海道町村議会議員研修会が6月27日に札幌コンベンションセンターで開催されました。

今回は「議会改革に期待する」と題して慶應義塾大学法学部教授の片山善博氏の講演と、「今後の政局・政治展望」と題して、政治アナリストの伊藤惇夫氏による講演を中心に進められました。

片山氏は、地方分権改革と議会の役割などを、伊藤氏は参院選の行方と安倍政権の課題について講演されました。

翌日は、町議会独自の研修として、空知管内の由仁町にあるゆにガーデン(14種のテーマ別ガーデンに囲まれた日本最大級の英国式ガーデン)を視察しました。



平成25年（4月18日開催）

第3回臨時会

財産の取得1件、条例の一部改正2件、補正予算1件について審議しました。

（審議結果は16ページをご覧ください）



取得

財産の取得について

この取得は、(株)こうえいが所有しているパークゴルフ場を取得するもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。

このパークゴルフ場施設は、4コース、全36ホールで、所有者の諸事情により町に売却の申し出があり、パークゴルフ協会を始めとする多くの町民の方が、パークゴルフを通じて交流を育み、体力向上や健康維持をされていることから、運営を存続するため2,500万円で購入するものです。

質疑

問

加藤議員

パークゴルフ場の施設を取得するという案件であります、「(株)こうえい」から見積書が出ていない事は間違いありませんか。

答

総務企画課長

見積書は提出されておりません。

問

加藤議員

請求の内容及び計算の基礎を明らかにした書類を添付しないとお金は支出しませんと書かれています。道の財務規則も町と同じような内容です。

3月22日の臨時会でも2,500万円の見積書はないと指摘しま

した。

今回の提案は当麻町財政規則に違反すると思います。

それを承知のうえで提案しているのであれば、これは取得できないと思います。

財務規則に違反しているのかどうか伺います。

答

総務企画課長

今回の財産の取得の解釈は異なると考えています。

通常、土地の売買等でも評価で決めていますし、見積書の提出はありませんので、同様に、今回は相対による売買と考えています。

答

町長

先般の加藤議員の反対討論に基づいて、私の考えを申し上げます。

私は、このパークゴルフ場は、町内に最も必要な施設のひとつであると捉えております。

現状に復して戻してもらおうという事は、芝を剥いで元のよう野芝の種を捲いて戻される。その後、町が野芝を剥いで新たな芝を買ってパークゴルフ場に造成をするということであり、破格の金額を要します。

ですから、安い値段で買って施設を利用するのは当然だと捉えています。

2点目、議員は、黒字になる見通しが無い中で取得するのは遺憾というご指摘ですが、高齢者や町民の健康・福祉に供する施設であり、住民サービスの一環として位置付けています。

3点目、2,500万円という膨大な浄財を活用して財産を取得する時に、根拠が無く全く手探りの中で取得することはありません。近郊の造成経費と比べても破格であること、そして平成15年の総合開発計画でも36ホール造成すると1億9,400万円の予定でありました。

こういう観点から考えて、2,500万円で購入するのであれば、町民の皆さんに有効に活用していただく施設として取得をしようという決心をいたしました。

問

加藤議員

私は、2,500万円という明細書を出さないで買うということは、財務規則に違反しているのではないかと質問をしているので

これは重大な問題だと思えます。

副町長はどういう見解を持つて
いるのか伺います。

答 副町長

今回の財産の取得の契約につきましては、当麻町にとって入札に適さない、有利な契約という形で随意契約を考えており、財務規則上問題はないと判断していません。

また、明細等の関係ですが、今回の取得については、契約書をもって支出伝票も執行できると判断しております。

問 山下議員

パークゴルフ場は年間1万数千人のプレイヤーが利用されており、町で取得、所有する以上、昨年の利用者数を超えれとはいませんが、鋭意努力していく考え



とうま山パークゴルフ場

でないといけないと思いますが、
どうですか。

答 総務企画課長

町民の方が喜んで利用されるよう良い施設にしていまいりたいと考えております。



当麻町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

この改正は、財産の取得により運営するパークゴルフ場施設を、スポーツ公園として設置し管理を行うため、必要事項を規定するものです。

パークゴルフ場の名称を「とうま山パークゴルフ場」とし、使用时间・期間・料金等を定めました。また、条例名を「当麻町スポーツ公園条例」に改めるなど所要の見直しと条文の整理を行いました。

質 疑

問 加藤議員

パークゴルフ場の利用料で町民1日300円となっております。町税を2,500万円も使つて

いるので、町民は2年間ぐらい無料にすべきと思いますが、いかがですか。

答 総務企画課長

経費のかからない施設であれば無料ということもあるかもしれませんが、運営費等がかかりますので、利用料は町内と町外を分け、町内料金は割引しています。

問 山下議員

入浴券付の1日券ができ、ヘルシーシャトーの利用者が増えると思いますが、指定管理者への対応を伺います。

答 総務企画課長

指定管理者へは、入浴券付1日券ができたことを伝えていきます。

今後、ヘルシーシャトーも、セツト券を活用し利用していただければと思っております。

問 山下議員

今後、入浴者が増えたとしても、委託料の増額は考えていないということでしょうか。

答 総務企画課長

入浴券付1日券は600円を設定しています。指定管理者へは、その半分の300円を支払い入浴させていただきよう考えてお

ります。

当麻町公の施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、公の施設の使用について、集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるときは、使用を承認しないとする条例で、使用を制限する施設の追加等により改正するものです。



平成25年度当麻町一般会計補正予算(第1号)

現行の予算に1,285万6千円を追加し、予算の総額を54億5,385万6千円としました。

◎補正の内容

歳出では、商工費で、とうま山パークゴルフ場の管理運営費と、芝の育成、コースや施設内の管理委託費用、施設の修繕費用を増額しました。

歳入では、使用料及び手数料で、自動販売機使用料とパークゴルフ場使用料を増額。繰越金を増額補正しました。

平成25年 第4回臨時会 (5月2日開催)

第4回臨時会において、委員会構成が決定しました。また、財産の取得について審議しました。
(審議結果は17ページをご覧ください)

委員会構成決まる

平成25年第4回臨時会が5月2日に招集され、後期の委員会構成が決定しました。議会は、皆様と連携を密にし、町民一人一人の思いや声を町政に反映させ、町発展のため更に努力して参ります。

今後とも、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長 大川 清 人
副議長 中 港 勝

常任委員会

総務文教

委員長 成 田 治
副委員長 山 下 勝 博
委 員 長 瀬 達 也
" 福 山 憲 昭
" 善 光 英 治

産業福祉

委員長 田 澤 三千夫
副委員長 澤 田 なぎさ
委 員 中 港 勝
" 加 藤 功
" 前 田 滋

議会運営委員会

委員長 福 山 憲 昭
副委員長 加 藤 功
委 員 中 港 勝
" 成 田 治
" 田 澤 三千夫

議会報編集特別委員会

委員長 善 光 英 治
副委員長 前 田 滋
委 員 成 田 治
" 澤 田 なぎさ
" 山 下 勝 博



取得

財産の取得について

平成8年から使用している除雪トラックは、16年が経過し出力や機能が低下しているため、維持・管理費がかさむことから、社会資本整備総合交付金事業により更新するもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。

入札の結果、UDトラックスジャパン(株)旭川支店が3,307万5千円で落札し、下取り価格は68万2,500円で支払金額は3,239万2,500円です。

なお、取得する除雪トラックは、10t級ダンプ型で路面整正装置等を装着し、エンジン出力302kw、車体総重量は22tで、平成26年3月31日を納期として発注します。



報告

例月出納検査の結果

監査委員より平成25年4月に実施した検査結果が報告されました。

平成25年(5月28日開催)

第5回臨時会

専決処分
の承認1件、規約の変更2件、工事請負契約4件について審議しました。

(審議結果は17ページをご覧ください)



専決処分

平成25年度当麻町一般会計 補正予算(第2号)

現行の予算に1,150万円を追加し予算の総額を54億6,535万6千円とする専決処分を行うため、議会の承認を求めらるるものです。

◎補正の内容

教育費の公民分館費で、5月9日に確認された伊香牛公民分館に設置のホームタンク灯油漏えい事故で、灯油が地下に浸透したため産業廃棄物処理委託料を増額しました。

歳入では、繰越金を増額補正しました。



規約

北海道市町村総合事務組合 規約の変更について

北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

この変更は、組合を共同処理する団体に「北空知圏学校給食組合」が新規加入するため、組合理約を変更しました。



契約

工事請負契約の締結について

〔当麻町公民館建設工事 (建築主体)〕

当麻町公民館の当麻文化センターが築55年を経過し、老朽化が著

しく進んでいるため、当麻町公民館を福祉会館跡地に建設するもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。

入札の結果、盛永・畠山・石川経常建設共同企業体が4億3,785万円で落札しました。

工事はホール部門と公民館部門からなり、公民館部門の構造材は町産材集材材を使用、ホール・公民館の内装材も町産材を使用し施工します。

なお、工期は平成26年3月14日です。

工事請負契約の締結について

〔当麻町公民館建設工事 (機械設備)〕

当麻町公民館建設建築主体工事に付随する機械設備工事を行うもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。

入札の結果、木本・飯塚経常建設共同企業体が1億80万円で落札しました。

工事は、空調設備や換気設備、給水設備等で、工期は平成26年3月14日です。

工事請負契約の締結について

〔当麻町公民館建設工事
(電気設備)〕

当麻町公民館建設建築主体工事に付随する電気設備工事を行うもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。

入札の結果、西山坂田・中西経常建設共同企業体が9,009万円で落札しました。

工事は、電灯設備や動力設備、映像・音響設備等で、工期は平成26年3月14日です。

工事請負契約の締結について
〔当麻町公民館建設工事
(舞台設備)〕

当麻町公民館建設建築主体工事に付随する舞台設備工事を行うもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。

入札の結果、(株)池下電設が9,712万5千円で落札しました。

工事は、舞台照明設備、舞台機構設備及び舞台音響設備で、工期は平成26年3月14日です。

質疑

山下議員

問

当麻町公民館建設工事について、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、舞台設備工事と4本に分離発注されていますが、それぞれの落札率を伺います。

答

建設水道課長

落札率につきましては、建築主体工事が98・0%、機械設備工事は80・8%、電気設備工事は98・1%、舞台設備工事は98・0%でございます。

なお、昨年度、実施設計を終らせ、今年度は単価見直し等、再設計を行っておりませんので、資材の高騰等を含めまして落札率が若干高くなっていると考えてございます。



報告

例月出納検査の結果

監査委員より平成25年5月に実施した検査結果が報告されました。

議会のうごき

5月11日
8月12日

5月	6月	7月
15日	5日	5日
17日	10日	7日
21日	11日	5日
22日	12日	5日
24日	17日	5日
27日	22日	5日
28日	23日	5日
30日	25日	5日
	27日	5日
	28日	5日
	31日	5日

上川管内道政懇話会(議長↓旭川市)

上川中央部町議会議事局長会議(局長↓旭川市)

上川中央部市・町議会議長会定例会議(議長↓比布町)

北海道町村議会議長会定期総会及び議長・事務局長研修会(議長・局長↓札幌市)

総務文教常任委員会

産業福祉常任委員会

上川中部消防組合議会臨時会(組合議員↓上川町)

全町老人レクリエーション大会

議会運営委員会

TPPから上川地域経済を守る総決起大会(旭川市)

当麻消防演習

第2回定例会

議会報編集特別委員会

北海道町村議会議員研修会(札幌市)

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会

議会報編集特別委員会



各委員会の活動についてお知らせいたします。

総務文教常任委員会

6月10日

- 平成24年度各会計出納閉鎖後の状況について
- 当麻町税条例の一部を改正する条例について

8月

- 10日 青森県藤崎町議会来町(議長)
- 24日 議員会勉強会
- 25日 議会報編集特別委員会
T P P 交渉参加に抗議する北海道集会(議長・産業福祉常任委員↓札幌市)
- 8日 議員会勉強会
- 4日 第6回臨時会
蟠龍まつりinとうま
- 1日 議会報編集特別委員会

産業福祉常任委員会

6月11日

- 平成24年度町立診療所の運営状況について
- 農作物の生育及び出荷状況について
- 平成25年度作物別作付内訳について
- 当麻町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議会運営委員会

6月17日

- 第2回定例会の運営について
- 閉会中に受理した陳情等の取扱について
- 議員の派遣について
- 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程について

議案審議の結果

第3回臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案 第35号	財産の取得について	原案可決	4月18日
議案 第36号	当麻町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第37号	当麻町公の施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第38号	平成25年度当麻町一般会計補正予算(第1号)	原案可決	

議案審議の結果

第4回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
発議第4号	当麻町議会議会報編集特別委員会の設置について	原案可決	5月2日
議案第39号	財産の取得について	原案可決	

第5回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決	5月28日
議案第40号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	
議案第41号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	原案可決	
議案第42号	工事請負契約の締結について [当麻町公民館建設工事 (建築主体)]	原案可決	
議案第43号	工事請負契約の締結について [当麻町公民館建設工事 (機械設備)]	原案可決	
議案第44号	工事請負契約の締結について [当麻町公民館建設工事 (電気設備)]	原案可決	
議案第45号	工事請負契約の締結について [当麻町公民館建設工事 (舞台設備)]	原案可決	

第2回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第46号	当麻町税条例の一部を改正する条例について	原案可決	6月25日
議案第47号	当麻町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第48号	当麻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第49号	当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第50号	当麻町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第51号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第52号	平成25年度当麻町一般会計補正予算 (第3号)	原案可決	
議案第53号	平成25年度当麻町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第1号)	原案可決	
議案第54号	平成25年度当麻町国民健康保険特別会計 (医科診療施設勘定) 補正予算 (第1号)	原案可決	
議案第55号	平成25年度当麻町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	原案可決	
報告第1号	平成24年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告	
報告第2号	平成24年度当麻町水道事業会計繰越計算書について	報告	
報告第3号	当麻町土地開発公社の経営状況について	報告	
	議員の派遣について	承認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議会運営委員会)	承認	

議案の採決結果

	福山議員	山下議員	田澤議員	長瀬議員	善光議員	成田議員	前田議員	澤田議員	加藤議員	中港副議長	大川議長
議案 第35号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案 第36号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案 第37号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第38号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
発議 第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第39号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
承認 第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第40号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第41号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第42号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第43号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第44号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第45号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案 第46号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第50号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案 第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第55号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。(議席順)

あとがき

今夏の日本列島は記録的な猛暑が続いています。ゲリラ豪雨による被害が多く発生しており、農作物への影響も心配されています。予報では8月はさらに暑くなり残暑も厳しいといわれています。熱中症には十分お気を付けられてこの夏を乗り切ってほしいと願っています。

7月21日に参議員選挙が行われました。今回は現政権に対する中間評価としての意味合いもあり、結果は与党の圧勝となり、衆参の「ねじれ」も解消する事となりました。長引くデフレからの脱却を目指す「アベノミクス」への期待が投票行動に大きく影響したと思われるのが現状です。安倍政権には今後、一日も早い成長戦略の具体化が期待されています。さらに、TTP、消費税、原発再稼働などの重要課題にも積極的にそして謙虚に取り組んでいただきたいと願っています。

また、今回の選挙の注目点としてインターネット選挙運動の解禁があげられています。ネット選挙は政治家個人と有権者個人の間につながると思われていました。だが結果はどうであったのでしょうか。今回は選挙の結果が予想されていた事もあって過去3番目の低い投票率となりましたが、是非は今後の詳しい分析を待つ事とします。

さて今号は第2回定例会を中心に編集しております。編集委員会の構成も代わり皆張り切っています。今後とも読みやすい紙面づくりに努力をしてまいりますので、ご協力の程よろしく願います。(善光)

委員長 善光 英治
副委員長 前田 滋
委員 成田 田 治
" " 山澤 下 勝博
" " 田 勝博

